放送コンテンツ製作取引タスクフォース 検討結果

2017/4/20 事務局

放送コンテンツの適正な製作取引の推進

1. 現状と課題

- (1) 現状
 - ① 行政における取り組み
 - ・総務省:フォローアップ調査の実施、放送事業者及び番組製作会社を対象とした講習会の開催
 - ・政府全体:「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の設置(2015.12~)
 - ・下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正(2016.12)⇒7業種12団体において自主行動計画が策定 (業界団体による自主行動計画の策定及び親事業者による社内マニュアル等の整備に関する努力規定等が追加)
 - ② 業界団体及び事業者における取り組み
 - ・業界団体・・・指針の策定・周知、下請法遵守マニュアルの策定・配布、研修会等
 - ・放送事業者・・・自主基準の策定、社内マニュアル・システムの整備、研修等
- (2)課題(フォローアップ調査及び公正取引委員会調査の結果)
 - ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
 - ・「著作権の帰属」、「取引価格の決定」、「取引内容の変更に伴う追加費用の支払い」に関して、事前協議が無かった場合があると回答した割合に放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いがあった。

2. 対応の方向性

- (1) 基本的考え方
 - ・業界団体及び関係企業の対話・情報共有を図り、適正取引の推進を目指した民間主体の継続的な取り組みを促進
 - ・行政は、上記の取り組みの円滑かつ継続的な実施が実現できるよう協力するとともに、継続的な実態把握に努め、ガイドラインを含めた取引ルールの浸透に 注力
- (2) 継続的な対話・情報共有の場の設置
 - ・業界団体等で構成する民間ベースの協議会を設置
 - ・関係者が一体となって施策を計画的に実施
 - ・行政・業界団体が連携した系統的な研修会の開催、社内で活用可能な教材の作成及び提供、ベストプラクティスの収集・共有
 - ・協議会の取組状況について、審議会からの求めに応じて報告
- (3) 全ての放送事業者及び番組製作会社へのガイドラインの内容の浸透・定着
 - ・ガイドラインの対象範囲の拡大(衛星放送及びケーブルテレビ事業者の追加)
 - ・小規模の番組製作会社や業界団体に未加入の番組製作会社も含めたガイドラインの普及・定着に向けた取組み
- (4) 放送コンテンツ分野における業種特性に応じた課題への対応
 - ・行政による定期的な調査の継続的実施
 - ・当該分野に専門的知見を有する有識者等で構成される総務省の検討会において必要に応じて検討を実施

放送事業者等の取組状況の取りまとめ

| ①講習会等の 対応 | ・2009年に総務省の「放送コンテンツの製作取引適正化ガイドライン」が策定された際は、全国6か所で、都合7回の説明会を開催。 ・毎年、会員社を対象に「著作権研修会」を開催。番組制作に関わる契約実務と法令について解説。 ・全国の著作権責任者が集まる会合で、関係省庁の動向を定期的に報告。 ・関係各部署の担当者が出席。 ・官庁主催の下請法関連の講習会に出席し、最新の状況を把握。 ・各種講習会にも参加。総務省による下請法ガイドライン講習会は、参加者が1名に限られていたので、参加者から社内に情報伝達。 ・公取委・中企庁開催の下請取引適正化推進講習会に参加。 ・総務省による下請法ガイドライン講習会に参加。 ・総務省による下請法ガイドライン講習会に参加。 ・民放連による著作権法関連のセミナーの中の下請法のコマがあり、そこに参加。 ・民放連主催の研修会にも、ライツ・番組製作担当者らが参加。 ・官庁主催の下請法関連の講習会に出席し、最新の状況を把握。 ・民放連による著作権法関連のセミナーの中にある下請法のコマに参加。 | | | | |
|------------------|---|--|--|--|--|
| ②基本指針等 の公表 | ・総務省の検討会設置を契機として、2003年に「番組制作委託取引に関する指針」を策定し、HPに掲載。この指針をもとに民放各社は制作会社に向けた周知を行っている。 ・平成21年に「放送番組の制作に関する番組製作会社との取引基準」を制定し、ホームページで公開。また、冊子化して番組制作会社団体を通じて各番組製作会社に配布に配付。 ・番組制作会社団体と年間3回から4回程度、定期協議を開催。番組制作会社団体側からは理事の方々など5名、放送局側は制作委託取引を実際に行う製作部局や編成部局、さらには、著作権の担当部局など7名が参加。製作費の考え方など、番組製作委託全般について課題を共有し、解決を目指す。 ・HPに番組制作取引に関する指針細則を掲載。番組制作会社から契約について質問相談があれば、説明を実施。 ・HPに「番組製作発注に関する自主基準」を掲載し、制作業務発注に際して遵守すべき具体的な内容を公開。 ・HPに製作取引に関する自主基準を掲載し、番組制作会社に対しての委託取引の基本方針を公開。 ・HPに製作取引に関する自主基準を掲載し、番組製作会社に向けて周知。 ・番組製作会社から契約について質問相談があれば、丁寧に説明。 ・HPに製作取引に関する自主基準及び制作会社とのパートナーシップに関するガイドラインを掲載。 | | | | |
| ③製作現場レベルへの周知 | ・2004年の下請法改正で番組の制作委託取引が「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となった際に、「下請法遵守マニュアル」を作成。「改正下請法全社説明会」を開催して同マニュアルの周知を図るとともに、その後も全会員社に継続的に配付。 ・毎年、会員社を対象に「著作権研修会」を開催。番組制作に関わる契約実務と法令について解説。 ・ガイドラインの遵守を徹底するため、放送局及び関連会社の担当者を対象に下請法・独禁法の勉強会を開催。毎年6月の異動期に合わせ、業務委託説明会を6回にわたって開催し、新しく業務委託を担当することになった職員はもちろん、従来から担当している職員も含め、全ての担当者に適正な委託金額の策定方法や著作権のルール等を徹底し、適正な取引を行うよう指導。 ・一昨年7月の公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」及び昨年3月の総務省の「フォローアップ調査結果」を受け、委託業務担当者だけでなく、提案採択部局や地方局でも下請法・独禁法の勉強会を開き、適正な取引の徹底。 ・年に複数回、社内で下請法関連講習会を実施。実務担当者、番組や企業の責任者も参加。個別の取引について、下請法の対象かどうかなどを相談。 ・番組製作に関するマニュアルを社員に配布し、下請法はシステムの使い方について記載。 ・ガイドライン、下請法の条文、運用基準、下請法講習会テキストを社内のイントラに掲示。 ・直近では昨年2月に下請法に関する社内セミナーを開催。ガイドラインや民放連のマニュアルをもとに、社内弁護士がそれらをまとめた教材を使用。 ・社内イントラに、ガイドライン及び民放連の下請法遵守マニュアルを掲載。 ・発注書面はイントラ上のフォーマットに入力しプリントアウトすることで作成できる。それぞれの取引毎に使えるようカスタマイズ。 ・2016年度は、グループ内の全社員を対象として、社内講習会を7回実施。番組を担当するプロデューサー、ディレクター、ADから、番組編成担当、二次利用担当など幅広く参加。 ・制作会社に委託するときには、よく話し合って委託するよう指導。 ・番組制作会社とのパートナーシップガイドラインの遵守、番組制作会社との適正な契約、下請法の遵守などを盛り込んだ番組制作ガイドブックというマニュアルを数年おきに作成しており、今年1月にも最新版を発行。編成局・制作局の番組制作担当者を中心に、社員だけでなく番組スタッフも含め、社内各所に配布。今回は約1000部を配布済み。 ・編成局・制作局の番組制作担当者を中心に、社員だけでなく番組スタッフも含め、社内各所に配布。今回は約1000部を配布済み。 | | | | |
| ④製作取引に 関するチェック | ・下請け法対象となる取引についてシステムを作っており、発注書面・変更書面の発行や保存を行っている。また関連団体においてもそれぞれシステムを作って対応している。 ・2008年から、全社的な取引に関する専用システムを開発・運用し、下請法にそった発注、書面交付、納品、支払い等を行っている。経理システムと連動し、適切に支払いが行われる設計。担当者だけでなく、上位の承認者、部署の業務担当者など複数人の確認が可能。2017年度にシステムを全面更新予定。 ・取引に関するシステム上に、下請法に該当するのかどうかのチェックボックスが設けられており、下請法を遵守した支払いが行われるよう設計。 ・編成局長をトップにした外部制作委員会に常設窓口を設置し、番組製作会社が個別の契約や運用に疑義がある場合の申出を受付。申出があった場合は、速やかに実態を調査し、必要な対応を行う。 ・発注書作成・交付や契約書等について、関係部署が内容、適法性等を随時確認、また相談にも対応。総務省、公正取引委員会、中小企業庁の書面調査の際に、前記システムに登録されていない取引を経理システムから抽出し、下請法対象からの漏れがないか等、別途確認。 ・日常的な問い合わせに対して指導する部署を指定。 ・発注書の発行・期限内の支払いについて、管理部門によるチェックを実施。 ・発注書・契約書が適正に交わされているかどうか、編成部・著作権契約部、編成業務部が中心となり、複数の部署がその内容、タイミングの適法性をチェック。 | | | | |
| ⑤意思決定機 関等への報告 | ・放送局および関連団体を対象に行われている監査では下請け法対象となる取引についてもチェックしている。 ・書面調査内容等については担当取締役に報告。 ・今年2月、総務省・経産省・公正取引委員会による「下請等中小企業の取引条件の改善に関する要請」をうけて、下請法に関する法令やガイドラインの改正など、行政の動向を取締役に対する報告事項として位置付け。 ・中小企業庁の立入検査結果などを取締役会・監査役に報告。 | | | | |
| 6その他 | ・全国の著作権責任者が集まる会合で、関係省庁の動向を定期的に報告。 ・毎年の公取・中企庁による書面調査や総務省のフォローアップ調査への回答に際して、関係部署へのヒアリング調査を行うことを通じて、担当者が下請法やガイドラインを再認識。 ・およそ3年に1度のペース中企庁の立ち入り検査を受けているが、下請法上問題があると指摘は受けていない。 | | | | |

「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置

目的

業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適 正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的とする。

名称

本会の名称は「放送コンテンツ適正取引推進協議会」とする。

組織体制

学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成し、(一社)日本民間放送連盟及び(一社)全日本テレビ番組製作社連盟を共同事務局とする民間ベースの推進協議会として設置する。なお、オブザーバーとして関係行政機関が参加する。

活動内容

- (1)業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み
- (2)推進計画の作成
- (3)研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5)ベストプラクティスの収集・共有
- (6)推進計画のフォローアップ

スケジュール

平成29年4月17日 設立準備会合開催 平成29年6月 設立予定

【構成員】

- 〇学識経験者
 - •内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- 〇放送事業者側
 - •(一社)日本民間放送連盟
 - •日本放送協会
 - •(一社)衛星放送協会
 - ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 〇番組製作会社側
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟
 - •(一社)全国地域映像団体協議会
 - •(一社)日本動画協会
- Oオブザーバー
 - ・総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課
- ○事務局
 - •(一社)日本民間放送連盟
- ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成28年度フォローアップ調査結果(概要)

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成28年度フォローアップ調査結果 回答状況の概要

1. 回答状況

回答数の合計:761社(対象社数1,685社 回答率45.2%、有効回答数:575社*1)

(内訳)

※1 有効回答数:回答数の合計から「今期は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答186社を除いた回答数

放送事業者からの回答状況

番組製作会社からの回答状況

回答数:425社

回答数:336社*5

(対象社数581社 回答率73.1%、有効回答数:297社) (対象社数1,104社 回答率30.4%、有効回答数:278社)

【参考】前回(平成27年度)調査は583社を対象、回答数:351社、回答率:60.2% 【参考】前回(平成27年度)調査は1,143社を対象、回答数:322社、回答率:28.2%

| メディア別 | 対象社数 | 回答数 | |
|---------------|-------------------------|-------------|--|
| 地上基幹放送事業者※2、3 | 128社(NHK含む) | 107社(83.6%) | |
| 衛星系放送事業者※2、3 | 6社(民放連加盟) 80社(衛放協加盟) | 55社(64.0%) | |
| ケーブルテレビ事業者※4 | 367社 | 263社(71.7%) | |

・消費税率の引上げへの対応

| 団体名等 | 対象社数 | 回答数 | |
|-------------------------------------|--------|--------------|--|
| 全日本テレビ番組製作社連盟(ATP) | 126社※6 | 50社※6(39.7%) | |
| 全国地域映像団体協議会(NRA) | 175社※6 | 81社※6(46.3%) | |
| 日本映像事業協会(JVIG) | 128社※6 | 49社※6(38.3%) | |
| 日本動画協会(AJA) | 52社※6 | 15社※6(28.8%) | |
| 団体未加盟 (民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社) | 662社 | 163社 (24.6%) | |

- ※2 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象
- ※3 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

• 取引構造

※4 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

- ※5 回答数には、無記名回答の1社を含む
- ※6 複数の団体に加盟している番組製作会社:対象社数39社、回答数23社

・取引価格の決定

取引内容の変更に伴う追加費用の支払い 等

2. 調査方法・内容の概要

| 調査方法等 | ・調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施 ・調査対象期間 : 平成28年1月1日~同年12月31日 ・アンケート実施期間:平成28年12月20日~平成29年1月31日 | | |
|---------|--|----------------------|--|
| 調査内容の概要 | ・調査対象期間中の放送コンテンツの製作取引の有無 ・ガイドラインの認知度 | ・発注書の書面交付 ・著作権の帰属 | |

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成28年度フォローアップ調査結果のポイント

1 放送コンテンツの製作取引の有無

- 〇放送事業者の69.9%、番組製作会社の82.7%が、調査対象期間中に放送コンテンツの製作取引があったと回答
 - ⇒放送事業者:69.9%[地上基幹放送事業者:99.1%、衛星系放送事業者:70.9%、ケーブルテレビ事業者:57.8%]
 - ⇒番組製作会社:82.7%[地上基幹放送事業者と製作取引があった番組製作会社:76.2%、衛星系放送事業者:32.1%、ケーブルテレビ事業者:16.4%]

2 ガイドラインの認知度

- 〇ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で91.7%まで上昇(昨年度調査結果では73.1%)
 - ・ガイドラインを知っていると回答した者の割合
 - ⇒放送事業者:95.6%(76.5%)[地上基幹放送事業者:100%(95.6%)、衛星系放送事業者:97.4%(88.1%)、ケーブルテレビ事業者:92.1%(58.6%)] ⇒番組製作会社:87.4%(69.0%)
 - <参考>ガイドラインは、現在、地上基幹放送事業者にかかる取引のみが対象

3 取引内容に関する事項

- 〇概ね昨年度調査結果と同じ傾向がみられた
- (1) 発注書の書面交付が行われていない場合があった
 - ・発注書の書面交付について、「交付しない(受けなかった)場合があった」又は「交付を全くしていない(受けなかった)」と回答した者の割合
 ⇒放送事業者:21.5%(23.8%)、番組製作会社:42.4%(40.9%)
- (2)回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった
 - ①著作権の帰属
 - ・完全製作委託型番組(完パケ番組)の製作委託をする(受ける)際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合 ⇒放送事業者: 14.0%(15.5%)、番組製作会社: 42.1%(31.3%)
 - ②取引価格の決定
 - ・放送番組の製作委託をする(受ける)際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)場合があった」又は 「事前に協議をしていない(協議の機会を設けられない)」と回答した者の割合
 - ⇒放送事業者:2.4%(0.6%)、番組製作会社:32.7%(30.6%)
 - ③取引内容の変更及びやり直し
 - ・「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した(要請された)」と回答した者の割合 ⇒放送事業者:2.0%(5.7%)、番組製作会社:17.3%(18.5%)
 - ・「追加の発注ややり直しを要請した(要請された)」と回答した者のうち、追加の発注ややり直しを行なうための追加費用について「協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合を支払った(支払われた)」又は「追加の費用を支払わなかった(支払われなかった)」と回答した者の割合 ⇒放送事業者:16.7%(7.1%)、番組製作会社:54.2%(50.0%)